

新組織の発足に向けた業務改革の推進

○国民の信頼を回復するためには、組織改革とともに、これまでの事業運営に対する御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、徹底した業務改革の取組が不可欠。
 ○現在、「緊急対応プログラム」(平成16年11月策定)及び「業務改革プログラム」(平成17年9月策定)に基づき、様々な取組を実施しているが、法律改正を要する事項について、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を行い、新組織の発足に向け、業務改革の着実な実施を図る。

これまでの問題点と課題

【サービスの向上】

- ・年金相談の待ち時間が長い
- ・手続やお知らせの内容が複雑でわかりにくい

【保険料徴収の徹底】

- ・保険料を納めやすい環境づくりが不十分
- ・効率的・効果的な収納対策が講じられていない

【予算執行の無駄の排除】

- ・安易な随意契約が多い
- ・予算執行に当たって、必要性が精査されていない

【個人情報保護の徹底】

- ・個人情報が適切に取り扱われていない

新組織の発足に向け、継続的に業務改革の取組を推進

＜実施中の取組＞

- 58歳通知の実施(16年3月～)
- 年金相談の時間延長(16年12月～)・休日相談(17年度～)の実施
- 「サービススタンダード」の設定・徹底(17年度～)
- 全国统一番号による「ねんきんダイヤル」サービスの実施(17年10月～)
- 裁定請求書の事前送付サービスの実施(17年10月～)
- インターネットによる年金加入記録の即時提供(18年3月～)

- コンビニ(16年2月～)・インターネット等(16年4月～)を通じた納付
- 所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底(16年10月～)
- 保険料収納事務への市場化テストの活用(17年10月～)
- 口座振替割引制度の導入(17年度～)
- 若年者納付猶予制度の創設(17年度～)
- 免除申請手続の簡素化(18年7月～)
- 多段階免除制度の導入(18年7月～)

- 徹底した事務費の節減(16年度～)
- 競争入札又は企画競争の原則化(16年8月～)
- 「調達委員会」による厳格な審査(16年10月～)
- オンラインシステムの最適化計画の実施(18年度～22年度)
- 独立行政法人を設立し、福祉施設等の整理合理化(17年10月～)

- 職員ごとのカード番号の固定化(16年7月～)
- 本人識別パスワードの導入(16年10月～)
- 被保険者記録へのアクセス内容の監視(17年1月～)
- 全職員を対象とした職員研修の継続的な実施(随時)

＜実施予定の取組＞

- 被保険者資格に関する情報の取得(19年度中～)
- 住基ネット情報の活用の拡大(19年度中～)
- 「ねんきん定期便」の実施(20年4月～(一部先行実施))
- 労働保険との徴収事務の一元化の推進(21年4月～)

- 法定免除の手続の簡素化(19年度中～)
- クレジットカードによる納付(19年度中～)
- 事業主との連携による保険料納付の促進(19年度中～)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化(20年4月～)
- 任意加入被保険者の口座振替利用の原則化(20年4月～)
- 国民健康保険(市町村)との連携(20年4月～)
- 社会保険制度内の連携による保険料納付の促進(21年4月～)

- 事務費国庫負担の見直し(20年4月～)
- 福祉施設規定の見直し(20年4月～)

- 年金公法人における年金個人情報の保護に関する規定の整備(年金公法人法案に規定:新組織発足時～)
- 基礎年金番号の法定化及び利用制限等に関する規定の整備(新組織発足時～)

新組織発足時の姿

○積極的な情報提供や、簡単な手続の実現により、わざわざ事務所にお越しいただく必要のない便利な年金サービスを提供

○多様なライフスタイルに対応した「簡単」・「便利」な納め方を提供

○不公平感のない保険料負担を実現

○効率的で質の高い保険料収納事務を実現

○効率性・透明性が徹底された予算執行を確立

○個人情報保護の重要性の認識が徹底された職場を実現

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
 - 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
- (口座振替率)

16年度末 17年度末 18年度末目標
37% → 40% → 42%
651万人 660万人

- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

- コンビニ納付の導入 (H16.2~)

17年度利用状況 589万件

- インターネット納付の導入 (H16.4~)

17年度利用状況 14万件

- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)

- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

納付督促の実施

催告状(手紙)

H16年度 4,021万件
H17年度 3,418万件

電話

H16年度 649万件
H17年度 823万件

戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件
H17年度 1,774万件

集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件
H17年度 1,952万件

強制徴収の実施 → 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,349件	54,896件
財産差押え	565件	6,975件

最終催告状は当該年度の着手し発行した件数
納付等・財産差押えは、平成18年12月末現在

平成18年度
35万件、最終的に60万件
実施可能な体制を構築

質の向上
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

I. サービスの向上

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

1. 住所変更等の届出の省略 [平成 23 年 4 月施行]

○住基ネットから被保険者情報を取得し、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止。

(住民基本台帳法関係)

2. 住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用 [公布日施行]

○住基ネットから本人確認情報の提供を受けられる事務に、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係)

3. 社会保険と労働保険との連携の推進 [平成 21 年 4 月施行]

○労働保険の年度更新（年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額額の算定に関する届出の期限である 7 月 10 日に統一。

II. 保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

①クレジットカードによる保険料納付 [平成 20 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日]

○国民年金保険料の納付方法に、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を追加。

②任意加入被保険者の保険料納付の口座振替を原則化 [平成 20 年 4 月施行]

○国民年金の任意加入被保険者（60 歳以上 65 歳未満の者等）は、口座振替による保険料納付を原則とする。

③保険料免除等の手続の簡素化

- 生活保護受給者や学生等について、国民年金保険料の免除手続を確実に行うため、福祉事務所（生活保護受給者）や医療保険者（被扶養者）等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕
- 大学等が、学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行できることとする。〔平成 20 年 4 月施行〕

2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

（国民健康保険法、国民年金法関係）

①国民健康保険（市町村）との連携〔平成 20 年 4 月施行〕

- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。
- 短期被保険者証の交付対象者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付できるよう、当該市町村が、納付受託機関となることができることとする。

（健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係）

②社会保険制度内の連携

- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。
〔平成 21 年 4 月施行〕
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成 20 年 4 月施行〕

（国民年金法関係）

3. 事業主との連携による保険料納付の促進〔公布日施行〕

- 事業主に対し、従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等に関し、必要な協力を求めることができることとする。

Ⅲ. 公正・透明・効率的な運営の確保

(国民年金法関係)

1. 事務費国庫負担の見直し [平成20年4月施行]

○平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

2. 福祉施設規定の見直し [平成20年4月施行]

○年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

3. その他の事項

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

① 被保険者資格等に関する情報の取得 [公布日施行]

○市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求められることができることとする。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

② 基礎年金番号の法定化 [年金公法人の発足時]

○基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

Ⅳ. その他の法律の一部改正等

○国共済法及び地共済法に関し、事務費負担の見直しを行うほか、特別会計に関する法律案等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。

○政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。